

7月予定 第26回参議院議員通常選挙

お問い合わせ/市選挙管理委員会事務局
(TEL918-5062 FAX918-5122)

投票所入場券を公示日に各世帯へ郵送で発送します。

選挙当日の投票所の混雑を避けるため、期日前投票をご利用ください

- ▶ 公示日の翌日から市役所・各市民センターで期日前投票ができます
- ▶ 入場券裏面の宣誓書に記入し、期日前投票所までお持ちください
- ▶ 投票所入場券が届いていない場合でも、期日前投票所に備え付けの「投票用紙請求書兼宣誓書」を記入すれば投票できます

期日前投票所の混雑状況

- ・ 投票日当日に近づくにつれて混み合います
- ・ 午前中は混雑することが多いです
- ・ 過去の混雑状況を市ホームページに掲載しています



お願い

マスクの着用・手指のアルコール消毒をお願いします



選挙に関する情報はこちら

選挙区と比例代表の2種類の投票用紙があります

- 「選挙区選挙」 ⇒ 候補者の氏名を記載します
- 「比例代表選挙」 ⇒ 参議院名簿登録者の氏名または参議院名簿届出政党等の名称を記載します

委員募集 地域自立支援協議会

障害者計画および障害福祉計画・障害児福祉計画の推進や、地域における障害者などへの支援体制づくりについて、意見や提案を行う委員を公募します。

対象/市内在住の満18歳以上(8月1日現在)の人で、平日昼間の会議に出席でき、市が設置している他の審議会などを5つ以上兼ねていない人

定員/4人

任期/委嘱の日(8月予定)から3年間

申し込み/応募用紙に必要事項を記入し、800字以内の応募動機を添えて7月6日までに持参または郵送、ファクシミリ、メールで障害福祉課(〒673-8686 市役所本庁舎1階 TEL918-5160 FAX918-5244 ☒shoufuku@city.akashi.lg.jp)へ ※応募用紙は同課、あかし総合窓口、行政情報センター、各市民センターで配布するほか、市ホームページにも掲載。詳しくはお問い合わせを

傍聴者募集

▶ 総合交通計画検討会

日時/6月28日(火)午前10時～ 場所/市役所8階806会議室 内容/総合交通計画の見直しについて 定員/10人 申し込み/6月27日まで都市総務課(TEL918-5035 FAX918-5109 ☒kousei@city.akashi.lg.jp)で先着順に受け付け

▶ 市民参画推進会議

日時/7月4日(月)午後3時～5時 場所/市役所議会棟2階大会議室 内容/市民参画条例の内容や運用状況の検証に関する諮問など 申し込み/ジェンダー平等推進室(TEL918-6037 FAX918-5294 ☒gender@city.akashi.lg.jp)で先着順に受け付け

▶ 総合教育会議

日時/7月5日(火)午後2時～ 場所/市役所議会棟2階大会議室 定員/10人 申し込み/企画・調整室(TEL918-5010 FAX918-5101)で先着順に受け付け

▶ 地域総合支援センター運営協議会

日時/7月15日(金)午後2時～ 場所/市役所議会棟2階大会議室 内容/地域総合支援センター運営事業報告ほか 定員/10人 申し込み/7月5日まで地域共生社会室(TEL918-5289 FAX918-5049 ☒sougoushien@city.akashi.lg.jp)で先着順に受け付け

スマホで広報紙が読める!!

スマートフォン用 無料アプリ「マチイロ」
広報あかしは、無料アプリ「マチイロ」で配信しています。

登録方法

- ①QRコードからマチイロアプリをダウンロードする
- ②「お住まいの地域」を「明石市」に設定する



Android版はこちら



iOS版はこちら

お問い合わせ/広報課 (TEL918-5001 FAX918-5101)

6月議会開催中 ～各種証明書のコンビニ交付サービス導入のための条例改正議案などを審議～

総務課(TEL918-5041 FAX918-5103)

6月9日から、6月議会が開催されています。今回市が提案している議案は、住民票の写し、印鑑登録証明書および所得証明書をコンビニエンスストアなどで交付できるサービスを導入するための条例改正案のほか、新型コロナウイルス感染症対応経費を追加する補正予算議案などです。

〈今後の日程〉

本会議/6月16日(木)、17日(金)、20日(月)、30日(木) いずれも午前10時～

常任委員会/総務=6月21日(火)、文教厚生=6月22日(水)、生活文化=6月23日(木)、建設企業=6月24日(金) いずれも午前10時～

福祉医療費の新しい受給者証(青色)を6月末までにお送りします

子ども、母子家庭、障害者や高齢者などを対象に、医療費の一部を助成する福祉医療費助成制度の受給者証が7月1日から切り替わります。引き続き受給資格のある人には新しい受給者証(青色)を6月末までに送付します。なお、再申請は不要です(下記②の人は現況届の提出が必要)。

【新規受給には申請が必要です】

新たに次の受給要件を満たした人は対象となります。(こども医療費以外は所得制限あり)

①こども医療費

0～18歳到達後の最初の3月31日までの子ども

②母子家庭等医療費

18歳到達後の最初の3月31日までの子ども(高校在学中の場合は20歳未満)を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父、または配偶者に重度の障害がある人およびその子どもなど

③重度障害者医療費、④高齢重度障害者医療費

身体障害者手帳(1～3級)、療育手帳(A、B1判定)または精神障害者保健福祉手帳(1、2級)を持っている人

⑤高齢期移行者医療費

65～69歳で、市民税非課税世帯に属し、本人の前年の年金収入が80万円以下の人。所得により要介護2以上が必要

お問い合わせ

①②児童福祉課(TEL918-5027 FAX918-5196)

③障害福祉課(TEL918-1344 FAX918-5244)

④⑤長寿医療課(TEL918-5026 FAX918-5105)



いっちゃんさん (5歳)



じゅんちゃん (8歳)

お父さん
いつもありがとう



白川仁さん (10歳)



井上 歩実さん (7歳)



安藤 みなみさん (7歳)



藤田 帆高さん (8歳)